

† 若者消費者トラブル110番 †

- 日程 令和4年8月3日（水），4日（木）
- 対象 さいたま市在住の29歳以下の方
- 内容 架空請求、通信販売、キャッチセールスのトラブルなど消費生活に関する相談を受け付けます。

うまい話は要注意！
高い買物や契約は
即決・即答を避け
家族や友人に相談を！



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
チョットマッタマン

令和4年4月1日から18歳成年
若者を狙った悪質商法に注意しよう！

■さいたま市消費生活相談窓口 ※8月3日、4日以外も随時ご相談を受け付けます。



消費生活総合センター	☎048-645-3421 FAX 048-643-2247	(月～土) 9時～16時30分
浦和消費生活センター	☎048-871-0164 FAX 048-883-4893	
岩槻消費生活センター	☎048-749-6191 FAX 048-749-6193	(月～金) 9時～12時 13時～16時30分
日曜電話相談	☎048-645-3421 FAX 048-643-2247	9時～16時

※さいたま市以外にお住まいの方は、消費者ホットライン☎188番へ。最寄りの消費生活相談窓口が案内されます。

～ひとりで悩まずすぐ相談！～